

01 自転車用ヘルメット購入補助

【問い合わせ】
総務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことを受け、市では、自転車用ヘルメットの着用を促進し、運転者の安全向上を図るため、購入費用の一部を補助します。なお、本補助金は、令和7年度も継続して実施する予定です。

▼ 対象者

- ・市内に住所を有する高校生相当者
※平成18年4月2日～平成22年4月1日生まれ
- ・市内に住所を有する高齢者
※令和7年3月31日までに65歳になる（なった）人

▼ 補助額

購入費用の2分の1
（補助上限2,000円、100円未満は切り捨て）
※購入時の送料、クーポン利用等は除きます。
※1人につき、1個までとなります。

▼ 補助対象

- 次の全てに該当するヘルメットが対象です。
- ・令和7年1月1日以降に購入したもの
 - ・安全認証マークがあるもの
（SGマーク、JCFマークなど）
 - ・転売などの目的ではなく、対象者が使用するもの

▼ 申請期間

令和7年1月6日（月）から3月31日（月）まで ※土日祝日を除く

▼ 申請および提出書類等

- ・行方市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書
- ・領収書の写し
- ・安全基準の認証が確認できるもの
- ・振込口座が確認できるもの
- ※申請書兼請求書は、市公式ホームページ（右のQRコード）からダウンロードするか、下記にあります。
総務課、総合窓口課（玉造庁舎）
北浦総合窓口室（北浦庁舎）



▼ 提出先

総務課に持参または郵送
〒311-3892 行方市麻生 1561-9
行方市役所麻生庁舎 総務課防災交通グループ

02 情報公開・個人情報保護制度

【問い合わせ】
総務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 制度の運用状況を公表します

行方市情報公開条例および行政不服審査法の規定により、制度の運用状況を公表します。

▼ 情報公開開示請求の状況（令和5年度）

開示請求 件数	請求に係る決定内容			取下げ
	開示	部分開示	不開示	
49	12	27	10	0

▼ 個人情報開示請求等の状況（令和5年度）

開示請求 件数	請求に係る決定内容			取下げ
	開示	部分開示	不開示	
20	17	2	1	0

個人情報取扱事務届出件数 576件

▼ 決定に対する不服申立ての状況

不服申立て件数		申立てに係る決定内容			繰越
前年度 繰越	当該年度	認容 または 一部認容	棄却	却下	
0	3	0	1	0	2

※個人情報の訂正、削除および利用停止の請求はありませんでした。

03 公用車の売却

【問い合わせ】
財政課（麻生庁舎）
資産経営課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 市の公用車を条件付き一般競争入札により売却します

▼ 入札物品

物品番号	車名	排気量	初年度登録	車検満了日	走行距離	最低売却価格 (税抜き)
1	サンバー (スバルLE-TT2)	0.65L	平成16年5月	一時抹消済	80,885km	30,000円
2	キャラバンコーチ (ニッサンTA-QGE25)	2.38L	平成18年7月	令和7年7月30日	249,335km	1,000円

▼ 入札の詳細

区分	期日	時間	場所
入札案内書の配布	令和7年1月9日(木)		
物品公開	1月24日(金)	9:00～12:00	財政課（麻生庁舎）
参加申し込み	※閉庁日を除く	13:00～16:00	
入札	令和7年2月5日(水)	9:30～	麻生庁舎別棟 A会議室

※その他入札参加申し込み方法、申し込み条件等があります。詳細は「入札案内書」をご確認ください。

04 家屋滅失届

【問い合わせ】
税務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 家屋を取り壊したら「家屋滅失届」の提出を忘れずに

住宅・車庫・物置・倉庫・店舗・工場などの家屋にかかる固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。家屋を取り壊した場合は、「家屋滅失届」の提出をお願いします。

▼ 注意事項

- ・年内に法務局で滅失登記を完了する場合を除きます。
- ・届け出が遅れると、取り壊された家屋にも来年度以降課税されることがあります。
- ・登記がされている家屋を取り壊した場合には、家屋滅失届を提出しても登記の滅失はされません。
法務局鹿嶋支局において、家屋の滅失登記が必要です。

▼ 提出先

税務課、総合窓口課（玉造庁舎）、北浦総合窓口室 ※家屋滅失届は、それぞれの提出先にあります。

05 介護マーク

【問い合わせ】
介護福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 認知症の方や障害のある方等を介護される際に活用ください

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護していることが分かりにくい、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護する方が介護中であることを周囲の方に理解していただくために、「介護マーク」を作成し、配布しています。



介護福祉課で配付しています▲

06 住所証明書（軽自動車税用）の廃止

【問い合わせ】
総合窓口課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 12月28日（土）をもって廃止となります

軽自動車の各種手続きの際に住所を証明する書類として、無料の住所証明書を発行していますが、システムが全国共通のものに切り替わることに伴い、12月28日（土）をもって廃止となります。

▼ 今後の対応

12月28日まで	
住所証明書 （軽自動車税用）	無料
法人用所在証明書 （軽自動車申告用）	



令和7年1月から	
住民票 等	有料
法人用所在証明書	

▼ 注意事項

代わりとなる住民票や法人用所在証明書は有料となりますので、ご注意ください。

07 無料歯科健康診査（後期高齢者対象）

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
茨城県後期高齢者医療広域連合
☎ 029-309-1212

■ 無料の後期高齢者歯科健診の実施期間がまもなく終了します

8月下旬ごろに、施設等入所者を除く対象の方へ案内を送付した、無料歯科健診の実施期間の期限が近づいています。実施期間を過ぎると受けられませんので、ご希望の方はお早めに受診してください。

▼ 対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた方（生年月日が、以下のいずれかの方）

- (1) 昭和23年4月1日～昭和24年3月31日
- (2) 昭和18年4月1日～昭和19年3月31日
- (3) 昭和13年4月1日～昭和14年3月31日

▼ 実施期間

9月1日（日）～12月31日（火）

※歯科医療機関の休診日は除く

▼ 受診・予約場所

案内に同封した「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関に直接予約

▼ 受診方法

- ①受診日までに受診票内の問診項目を記入
- ②受診日に被保険者証、受診券、受診票、歯ブラシを持参の上、受診

▼ 健診内容

詳細は、お手元の案内、市報行方8月号または市公式ホームページをご確認ください▶



行方の魅力発信広報番組「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、つくば・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■ 放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■ 周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

08 国民年金保険料

【問い合わせ】
 国保年金課（玉造庁舎）
 ☎ 0299-55-0111
 給付金専用ダイヤル
 ☎ 0570-05-4092

■ 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

▼ 控除の対象となるのは

- ・ 所得税および住民税の申告において、令和 6 年 1 月 1 日（月・祝）から 12 月 31 日（火）までに納められた保険料の全額

※令和 6 年中に納められたものであれば、過去の年度分や追納された保険料も控除の対象です。

※ご家族（配偶者や子ども等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料についても控除が受けられます。

▼ 社会保険料控除を受けるためには

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。日本年金機構から、下記のスケジュールで対象者宛てに発送されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。

国民年金保険料を納付された日	発送時期
令和 6 年 1 月 1 日（月・祝）～ 9 月 30 日（月）	11 月上旬から順次
令和 6 年 10 月 1 日（火）～ 12 月 31 日（火）	令和 7 年 2 月上旬



▲送付されるはがきの見本

■ 年金生活者支援給付金の請求はお早めに

▼ 年金生活者支援給付金とは

老齢・障害・遺族基礎年金等公的年金の収入やその他の所得額が一定額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

▼ 該当者には請求書を送付

10 月から支給されるものは、9 月 2 日（月）以降順次、日本年金機構から「年金生活者支援給付金請求書（はがき型）」が送付されています。まだ申請がお済みでない方は、早めに提出してください。

※令和 7 年 1 月 4 日（土）までに請求手続きが完了すると、令和 6 年 10 月分からさかのぼって給付金を受け取ることができます。

※すでに年金生活者支援給付金を受給されている方は、請求不要です。

※非課税世帯に課税者が転入するなど、世帯構成が変わったこと等で、該当しなくなった場合は、不該当届が必要となります。逆に支給要件に該当するようになった場合は、申請により受給することができます。

▼ 問い合わせ先

厚生労働省 給付金専用窓口（月～金および第 2 土曜日）

※祝日、12 月 29 日（日）～ 1 月 3 日（金）を除く

上記の給付金専用ナビダイヤルへお電話ください。



▲送付される封筒の見本

アンケート調査へのご協力のお願い

平成 18 年 10 月に施行された「自殺対策基本法」は、平成 28 年 4 月に改正され、都道府県および市区町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられ、本市では令和元年に「行方市自殺対策行動計画」を策定しました。計画はおおむね 5 年を目途に見直すこととされていることから、市民の皆さんのこころの健康状態や自殺に関しての意識・認識を調査し、新たな計画に反映させることを目的にアンケートを行います。

▼ 回答期限
12 月 20 日（金）



◀ 回答は
こちらから

09 救急搬送時の選定療養費の徴収

【問い合わせ】
健康増進課（保健センター）
☎ 0291-34-6200
茨城県保健医療部医療政策課
☎ 029-301-2689

■ 12月2日（月）から緊急搬送に選定療養費がかかります

茨城県では、救急車を呼んだ時の緊急性が認められない場合に限り、対象となる大病院において選定療養費の徴収を開始します。

▼ 選定療養費とは

- ・選定療養費は、大病院とかかりつけ医や地域の診療所等との機能分担を図るために病院が徴収する費用であり、**救急車の有料化ではありません。**
- ・徴収する病院は、一般病床 200 床以上の県内 22 病院となります。

▼ 茨城県の救急搬送の状況は

昨年度、過去最多件数を更新。その 6 割以上が大病院に集中。しかし、うち半数が軽症。



救急医療現場が今後さらにひっ迫すれば、**真に救急医療を必要とする方の命が救えなくなる事態も。**

あらためて
県民の皆さまへ

①命に関わるような**緊急時は、迷わず救急車**を呼んでください
②救急車を呼ぶか**迷ったら、救急電話相談**へご相談ください

茨城県 **救急電話相談** 相談受付 **24時間365日** [相談無料]

おとな (15歳以上) **#7119** 子ども (15歳未満) **#8000**

上記でつながらない場合 **050-5445-2856**

詳細はこちらから▶



10 医療費控除

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 国民健康保険加入者で医療費控除を考えている方へ

国民健康保険加入者に、令和 6 年 1 月診療分から 10 月診療分までの「医療費のお知らせ（医療費通知）」を送付します。

▼ 送付時期

令和 7 年 2 月ごろ

▼ 確定申告で医療費控除を行う場合は

「医療費のお知らせ（医療費通知）」を「医療費控除の明細書」として使用できます。

※記載されない 11、12 月診療分は、領収書を保管し、医療費控除にご使用ください。

政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

**まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、
これまでどおりの医療を、あなたに。**

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 → **申請不要で資格確認書をお届けします。**

新たに後期高齢者になった方 → **申請不要で資格確認書をお届けします。** ※来月7月まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方、障害をお持ちの方など) → **申請いただくことで資格確認書をお届けします。**

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 **マイナ保険証**

【マイナ保険証の問い合わせ】
国民健康保険加入者
後期高齢者医療保険加入者
国保年金課 ☎ 0299-55-0111
全国健康保険協会加入者
協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
☎ 0570-015-369
詳細は、ご自身が加入している保険
の加入先にお問い合わせください。

11 農薬空き缶等収集

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 農薬空き缶およびハウス用鉄パイプを収集します

▼ 日程

日 程	時 間	場 所
12月9日（月）	9:00～12:00	北浦第2グラウンド
12月10日（火）		JA なめがたしおさい 玉造宮農経済センター
12月11日（水）		末広商店（麻生 1757）

- ・処分料は無料です。
- ・雨天時も実施します。
- ・時間厳守をお願いします。

▼ 注意事項

- ・農薬缶は、収集日の10日程度前までには、必ず缶の上下に大きめの穴を3カ所以上開けるなどして、完全にガスを抜いてください。ガスが抜けていない場合は、お預かりできません。
- ・鉄パイプは、ハウス用のみです。また、ビニールなどが付着している場合は、お預かりできません。

12 農事電力の電気料高騰対策

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 土地改良事業電気料高騰緊急支援を実施します

令和6年度物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を活用し、市内の土地改良区や水利組合で管理している用排水機場で使用する農事電力において、原油価格・物価高騰等による影響を受けた電気料金の一部を補助します。

▼ 対象

市内土地改良区および水利組合等

▼ 申請期限

12月23日（月）まで

▼ 内容

令和6年4月分から9月分までの実績電気料金から、令和3年度の同期間の電気料金を引いた差額
※補助については、総予算額2,000万円の範囲内となります。

5年に1度の一斉調査

2025年農林業センサス（令和7年2月1日現在）を実施します。

▼ 調査期間

令和6年12月中旬～令和7年2月末 農林業経営体調査

令和7年1月中旬～令和7年2月末 農山村地域調査（市区町村調査）

令和7年10月上旬～令和7年12月末 農山村地域調査（農業集落調査）



農林業センサス

農林業センサス 2025

検索 🔍

広告



オーダーメイド胴付長

承って **20年**

横田商事株式会社

TEL 0291-35-1111

お気軽に電話ください

〒311-1712 茨城県行方市繁昌48-3

行方市ごみガイドブック広告主募集

市内のごみの削減やリサイクル活動を促進させるために、ごみの分別方法などが詳しく記載された「ごみガイドブック」を作成します。本ガイドブックは、「官民共同事業」として、(株)サイネックスと共同発行するもので、行政情報や廃棄物処理情報などのほか、事業者の広告を掲載します。行方市章入りの身分証明書をつけた(株)サイネックスの広告担当者が、広告募集として訪問します。また、ご協力をいただける事業主の方は、環境課までご連絡ください。

【問】環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

13 水道管の凍結注意

【問い合わせ】
水道課（泉配水場）
☎ 0299-55-1108

■ 凍結防止対策を行いましょ

12月から2月ごろにかけて気温がマイナス4度以下になると、水道管が破損する事故が多発します。給水装置は、水道を使用される方個人の所有物であるため、破損してしまうとご自身が修理費用を負担しなければなりません。そのような事故を未然に防ぐため、水道管の凍結防止対策を行いましょ。

凍結しやすい場所は？

- ・北側のあまり日が当たらない場所
- ・風当たりの強い場所
- ・屋外にある蛇口
- ・地中からむきだしになっている給水管など

凍結を防ぐためには？

- ・水道管や蛇口付近を市販の保温材などで覆う。
※保温材は、ホームセンターなどで購入できます。
- ・水抜栓による水道管の水抜きが効果的です。
寒い冬、寝る前や家を留守にする場合、水道管の水を抜いてください。

凍結してしまったら？

- ・凍った部分にタオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。
- ・熱湯はかけないでください。ひび割れや破裂の原因となります。

破裂してしまったら？

- ・メーターボックス内の止水栓を閉めて、必ず行方市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。
- ※宅内漏水により水道使用量が増えた場合は、水道料金が減額される場合があります。詳細は、市公式ホームページをご覧ください。

広告

神栖・鹿島セントラル 法律事務所

お気軽にご相談ください
☎0299-91-1171
弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)
鹿島セントラルビル新館5階
〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル



年金・共済
無料相談会

年金

共済

年金の専門家である社会保険労務士が相談に応じます。
年金のお受け取り手続きや年金受給に必要な資格期間や
受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えします。
ご加入中の保険契約内容点検や、備えておくべき保証に
関するご質問、ご相談にお答えします。

※相談会は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約のうえご来店ください。ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます

JAなめがたしおさい

開催店舗 麻生支店 行方市島並 857-2
☎ 0299-72-0068

開催日 令和7年1月11日(土)
午前9時～午後3時



14 市施設等の年末年始営業時間

休・・・閉庁日・休館日・休業日

施設名・連絡先			令和6年12月					令和7年1月					
			27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	市役所	☎ 0299-72-0811 (麻生) 0291-35-2111 (北浦) 0299-55-0111 (玉造)		休日 窓口 (麻生)	休	休	休	休	休	休	休日 窓口 (麻生)	休	
	各公民館	☎ 0299-72-1573 (麻生) 0291-35-3777 (北浦) 0299-55-0171 (玉造)			休	休	休	休	休	休			休
	図書館	☎ 0299-55-1495	休		休	休	休	休	休	休			休
	各運動場	☎ 0291-35-2120		休	休	休	休	休	休	休	休		休
	文化会館	☎ 0291-35-2111		休	休	休	休	休	休	休	休		休
	観光物産館こいこい	☎ 0299-36-2781					9:00 ～ 15:00	休	9:00 ～ 15:00	9:00 ～ 15:00			
	霞ヶ浦ふれあいランド虹の塔	☎ 0299-55-3927				休	休	6:00 ～ 8:00					
	霞ヶ浦どうぶつと みんなのいえ	☎ 0299-55-3928						休					
	あそう温泉白帆の湯 天王崎観光交流セ ンターコテラス	☎ 0299-80-6622							休				
	北浦温泉北浦荘	☎ 0291-35-2821											休
	家庭ごみの収集	☎ 0291-35-2111 (環境課)					休	休	休	休			
	環境美化センター へのごみの搬入	☎ 0299-72-1853 (美化センター)		11:30 まで	休	16:30 まで	休	休	休	休	11:30 まで	休	
	霞ヶ浦聖苑	☎ 0299-55-2710						休	休	休			

市役所

▼ 届け出

- ・戸籍関係の届(出生、死亡、婚姻など)は、閉庁日でも受け付けます。
- ・死亡届に伴う火葬許可証の発行は、麻生庁舎のみで受け付けます(対応時間 8:30～17:15 ※12月29日(日)は午後のみ)。届け出の際は事前にご連絡ください。

▼ 証明書コンビニ交付サービス

- ・12月29日(日)～令和7年1月3日(金)は、休止します。



観光施設

▼ 観光物産館こいこい

フードコートは、12月31日(火)～1月3日(金)は、休業します。

▼ 霞ヶ浦ふれあいランド虹の塔

1月1日(水)は、展望デッキから初日の出の観賞ができます。



ごみ

▼ 家庭ごみ集積所

休業期間は、集積所へごみを出さないでください。年内最終回収日は、ごみ分別カレンダーをご確認ください。

▼ 家庭の粗大ごみ収集(有料戸別収集)

年内最終受け付けは、12月23日(月)です。年始は1月6日(月)から受け付けを開始します。【問】行方市シルバー人材センター ☎ 0299-80-6222

▼ 環境美化センターへのごみの直接搬入

年内最終受け付けは、12月30日(月)16:30までです。年末にかけて、環境美化センターは相当の混雑が予想されます。大掃除等によるごみは、早めの搬入をお願いします。

その他

▼ 霞ヶ浦聖苑

1月2日(木)・3日(金) 8:30～12:00は、電話受け付けのみ実施します。